

○審議会等の会議の公開に関する指針

平成 14 年 3 月 14 日

決裁

1 目的

審議会等の会議を公開することにより、行政運営の透明性の向上を図るとともに、市政に対する市民参加を促進させ、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

2 対象

この指針の対象とする審議会等は、豊明市付属機関等の設置に関する要綱第 2 条に定める機関における会議とする。

3 会議の公開基準

審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

(1) 会議において次の各号のいずれかに該当する情報に関し審議する場合

ア 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

イ 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

(イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

(ウ) 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員法(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係

る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務執行の内容に係る部分

- ウ 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - （ア） 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - （イ） 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- エ 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- オ 実施機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- カ 実施機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - （ア） 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - （イ） 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - （ウ） 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - （エ） 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障

を及ぼすおそれ

(オ) 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(2) 会議において、裁決、決定等行政処分及びその妥当性に関して審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

4 公開の方法

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、次のとおり当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

ア 審議会等は、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

イ 審議会等は、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、本指針 3(1)のアからカまでのいずれかに該当する情報が記録されているもの等についてはこの限りでない。

ウ 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。

エ 傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、会長の指示に従って、静穏に傍聴するものとする。

オ 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するものとする。

(2) 傍聴による会議の公開が認められない場合であっても、議事録又は議事の要旨等を作成し、公開するものとする。

5 公開・非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開、非公開については、本指針に基づき、当該審議会等がその会議において決定するものとする。

(2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(3) 一つの会議で、公開する部分と非公開とする部分がある場合には、当該審議会等は審議に入る前に非公開とする部分を明確にするものとする。

6 会議開催の周知

(1) 審議会等は、公開する会議を開催するにあたっては、開催の日時、場所、議題、傍聴者の定員及び手続き、問合せ先等を、当該会議開催日の1週間前までに、本市のホームページに掲載するものとする。ただし、

会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (2) 審議会等は、必要に応じて、報道機関への情報提供その他の広報手段により周知に努めるものとする。

7 情報の提供

- (1) 審議会等は、議事録又は議事の要旨等を作成し、所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、その活動状況等について、情報の提供に努めるものとする。

8 その他

市長は、市民等が審議会等の名称及び担当事務の内容について知ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この指針は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 10 日)

- 1 この指針は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の審議会等の会議の公開に関する指針の規定は、この指針の施行の日以後に開催される審議会等について適用し、同日前に開催した審議会等については、なお従前の例による。